

NEWS RELEASE

千葉興業銀行

平成26年1月14日

相続手続を専門の担当者がお客さまに直接ご説明

「相続遠隔手続サービス」を開始！

株式会社 千葉興業銀行(頭取 青柳 俊一)は、平成26年1月014日(火)より、「相続遠隔手続サービス」を開始いたしましたので、お知らせいたします。

「相続遠隔手続サービス」とは、相続手続のために営業店へご来店されたお客さまと本部の相続事務担当者が、双方向の動画・音声によるコミュニケーションを可能とする「テレビ会議システム」を通じて直接会話することにより、相続手続をご説明するサービスです。

本サービスの導入により、相続事務を専門に行う部署で豊富な経験を持つ担当者が、相続の事務手続きについてお客さまに直接わかりやすくご説明することが可能となり、サービス品質の向上を図ることができます。

また、営業店にとっては、本部の相続事務担当者へご案内することで、事務の平準化および省力化が可能となります。

本サービスは、セキュリティおよび利便性を考慮した専用のパソコンを設置するため、次の10カ店より取扱を開始し、本年2月以降、順次設置店を拡大していく予定です。

稲毛支店、検見川支店、小倉台支店、千城台支店、花見川支店、土気南支店、野田支店、
新八千代支店、辰巳台支店、東金サンピア支店

当行は、今後ともお客さまの利便性向上に努めてまいります。

以 上